

令和7年11月6日に受領しました本党代表宛の質問状についてご連絡いたします。

まず、質問状冒頭にある「根拠が不明確なものによって誹謗中傷が発生した」との記載につきましては、貴番組側の評価であり、根拠資料が提示されないまま断定されているものです。この前提が共有されていないため、以下のご質問についても、前提となる事実関係を貴番組側から明らかにする必要があります。

質問①につきましては、「党员を名乗るアカウント」を根拠として本党関係者とみなす前提が置かれていますが、投稿者の属性について本党は確認できる立場にありません。また、貴番組におかれても、投稿者の属性確認に関する取材経過および根拠が示されておりません。さらに、当該画像の内容について「事実ではない」とされる箇所についても、具体的な指摘と根拠資料が提示されておりません。これら前提となる事実が確認されない限り、本件について回答を行うことはできません。

質問②および③に関する代表発言は、選挙時に誤情報が流通し得るという一般的な状況を述べたものであり、虚偽情報を許容する趣旨ではありません。ここでいう「デマ」とは、事実確認が不十分なまま拡散される情報を指し、「尾ひれがつく」とは、第三者の解釈や推測が重なり元の文脈から変形される過程を指します。本党が意図的に虚偽情報を広めることはなく、「デマを許容する」との前提は当てはまりません。

質問④に記載の脅迫行為につきましては、本党では事実を把握しておりません。当該行為が存在するのであれば、当然許容されるものではなく、厳正に対処されるべきものです。ただし、本件質問は、当該行為と本党の政策提起を関連づける前提が示されておらず、根拠のない結びつけに基づくものであり受け入れられません。

以上のとおり、本件のご質問には、投稿者の属性、引用投稿や資料の元データ、判断根拠など、前提となる事実関係の確認が欠けております。本来、これらは報道機関が取材の過程でまず確認すべき事項であり、当事者に質問を行う以前の段階で整理されているべきものと考えます。その前提が示されていない現時点において回答を求め

られても、内容の正確性を担保した回答を行うことはできません。

なお、貴番組は本件の質問状において「根拠が不明確な誹謗中傷が問題である」とされていますが、前提となる事実関係の確認を欠いたまま報道を構成することは、まさにその問題と同質の行為となり得ます。本党は、本年7月の参議院選挙期間中にも、事実関係の確認を欠いた報道姿勢について是正を求めています。今回の取材内容からは、その点に改善が見られるとは言い難い状況です。報道は社会に大きな影響を及ぼす公共性の高い行為である以上、前提事実の確認と中立性・正確性の確保が不可欠であると考えております。

以上をもちまして、本件質問状に対する本党としての回答といたします。